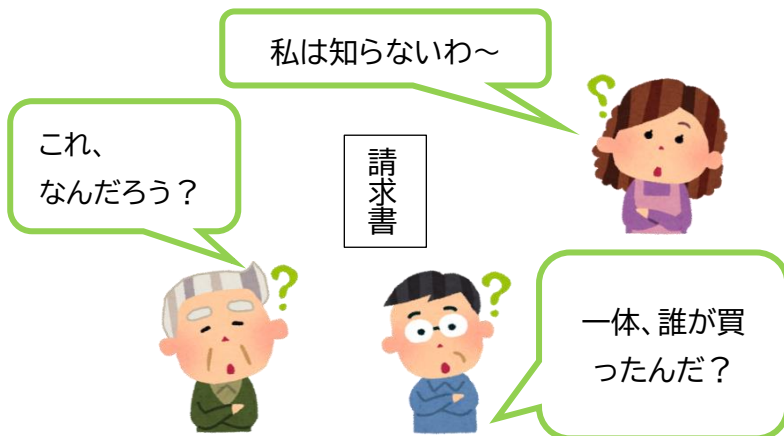




一方的に送り付けられた商品はすぐに処分できます

事例

突然、私あてに海産物が届いたが、私も家族も全く身に覚えがない。請求書も同封されているが、支払い義務があるのだろうか。不審なので商品を保管したくない。



解説

注文をしていないのに業者が一方的に商品を消費者宅に送り付けて、商品代金を請求するという手口です。昨年度は新型コロナウイルスの影響でマスクの送り付けが多発しました。

このような商法を送り付け商法(ネガティブ・オプション)と言い、特定商取引法で規制されています。この法律が改正されて、今までは一方的に送り付けられた商品は、届いてから14日間、商品の引き取りを要請してから7日間が経過しなければ、消費者は商品を自由に処分できませんでしたが、令和3年7月6日以降は保管をせずに直ちに処分できるようになりました。

また、消費者は契約を申し込んでおらず業者が勝手に商品を送り付けているだけなので、消費者に支払い義務はありません。届いた後で業者から代金を請求されたり商品の返還を求められても、応じる必要はありません。商品を開封したり処分しても、消費者には支払い義務はありません。もし支払い義務があると誤解して業者に代金を払ってしまった場合、返金を求めることができます。

海外から商品が届いても適用されます。送り付けの方法は郵送や運送などの手段によらず、消費者の了解なしに業者が強引に消費者宅に商品を置いていった場合も該当します。

このような情報を家族と共有して、代金を支払わないようにしましょう。

助言

<送り付け商法のポイント>

- ① 商品は直ちに処分可能です。
- ② 業者から金銭を請求されても支払い不要です。
- ③ 注文した覚えのない商品が届いたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

相談専用電話 06-6998-3600

相談時間 午前9時00分~午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

守口市消費生活センター(守口市役所内)

消費者ホットライン 188(局番なし)